

発議第 29 号

市川市長室に設置されたシャワー室を撤去し、原状回復を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 3 年 3 月 3 日

提 出 者

市議会議員	小 泉 文 人
〃	かつまた 竜 大
〃	西 村 敦
〃	中 山 幸 紀
〃	松 井 努
〃	竹 内 清 海
〃	金 子 正

市川市長室に設置されたシャワー室を撤去し、原状回復を求める決議

令和3年2月26日の市川市議会2月定例会代表質問で、市川市の新第1庁舎の市長室にシャワー室が設置されていることがわかった。このシャワー室は、昨年8月の新第1庁舎一部供用開始の前に行われた新第1庁舎内覧会の際に設置されていなかったものである。また、シャワー室の設置にかかる費用は、新第1庁舎整備事業費の執行差金（剰余金）から出されたものである。この追加工事については、事前、事後を通じ市議会にも市民にも、なんら説明もされていない。このような形でのシャワー室の設置は、到底受け入れることはできない。

加えて、市側が主張するシャワー室の設置目的である、危機管理での必要性は、同第1庁舎5階に設置されている3基のシャワー室で十分に対応できると判断ができる。

よって、追加工事で設置されたシャワー室を撤去して原状回復を求めるとともに、設置・撤去に関わる費用分を市長報酬から減額する条例を提出すること。加えて、市長に猛省を求めるものである。

以上、決議する。

提案理由

市川市長室に設置されたシャワー室を撤去し、原状回復を求めるため本決議を提案するものである。